

令和7年広審第19号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月28日21時06分半少し過ぎ
愛媛県鵜島北岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A
総 ト ン 数 430トン
全 長 71.04メートル
機関の種類 ディーゼル機関

出 力 7 3 5 キロワット

3 事実の経過

(1) 船折瀬戸

船折瀬戸は、鵜島と愛媛県伯方島との間の屈曲した狭水道で、水深が10メートル以上となる最狭部の可航幅が約100メートルに狭められており、潮流が極めて強く、海上保安庁刊行の瀬戸内海水路誌によれば、この海域に詳しくない船舶は通航しないほうがよい旨が記載されていた。

(2) a 受審人の経歴

a 受審人は、（一部省略）Aの船長職に就くようになった。

また、a 受審人は、自身が航海士、本件当時の機関員が船長としてそれぞれ乗船していた際に、練習のため、同人の指導を受けながら船折瀬戸の操船に当たったことが1回あったものの、船長として通航するのは今回が初めてであった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、船橋前面中央に操舵スタンドを、右舷側に電子海図システム及び機関遠隔操縦装置を、左舷側に1号及び2号レーダーを、レーダー上部にGPSプロッターをそれぞれ装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、a 受審人ほか5人が乗り組み、石膏1,000トンを積載し、船首3.0メートル船尾4.0メートルの喫水をもって、令和7年1月28日16時40分岡山県玉野市所在の製錬所を発し、福岡県荏田港に向かった。

a 受審人は、船橋当直体制を一等航海士、自身、二等航海士の順に輪番で入直する単独の4時間3直制とし、出港の後、一等航海士に船橋当直を任せて降橋した。

a 受審人は、19時20分愛媛県高井神島北方沖合で昇橋し、前

直の一等航海士から引き継いで船橋当直に就き、1号レーダーを前方が約3海里、2号レーダーを前方が約5海里映るように共にヘッドアップのオフセンター表示とし、電子海図システム及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たり、狭水道通航のため昇橋した機関員を見張りに就けて見学のため昇橋した二等航海士が在橋する中、21時01分舟折岩灯標から113度（真方位、以下同じ。）1,340メートルの地点で、針路を303度に定め、折からの潮流に抗して10.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、レーダーに表示された過去の航跡を見て航行する予定でいたところ、船折瀬戸では北東方に向かう強い潮流があるとの情報を得ていたので、針路を同航跡よりも西寄りにとり、舟折岩灯標に近づいて航行することとし、21時04分同灯標から092度440メートルの地点に至り、船折瀬戸東口の中央部に向けて左転を開始した。

a 受審人は、潮流の影響を受けて徐々に減速する中、左舵5度と舵中央を適宜繰り返していたところ、北東方に圧流されず、舟折岩灯標に接近する状況となって左転を続けた。

21時05分僅か過ぎ a 受審人は、舟折岩灯標から053度160メートルの地点に達し、船首が251度を向き、9.9ノットの速力で左転を続けていたとき、船折瀬戸東口中央部がほぼ正船首方向となり、その後、予定針路から南方に逸脱して鵜島北岸に向かって左転を続ける状況となったが、近距離となった舟折岩灯標に気を取られ、レーダーで同中央部との相対方向と船首方位の変化を比較するなど、針路の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、鵜島北岸に向かって左転を続け、21時05分半僅か過ぎ危険を感じた機関員が機関を停止し、右舵一杯としたものの、及ばず、21時06分半少し過ぎ舟折岩灯標から233度310メートルの地点において、Aは、船首が253度を向き、4.2ノットの速力となったとき、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の西南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好で、船折瀬戸最狭部には北東方に向かう強い潮流があった。

乗揚の結果、船首部から船尾部にかけて船底外板に凹損等を生じ、来援したタグボートによって引き降ろされた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、船折瀬戸東口東方沖合において、同口に向けて左転する際、針路の確認が不十分で、鵜島北岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、船折瀬戸東口東方沖合において、同口に向けて左転する場合、船折瀬戸の可航域は狭いのだから、予定針路から逸脱することのないよう、レーダーで同瀬戸東口中央部との相対方向と船首方位の変化を比較するなど、針路の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、近距離となった舟折岩灯標に気を取られ、針路の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、予定針路から逸脱して鵜島北岸に向かって左転を続けて乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

広島地方海難審判所

審 判 長 審 判 官 高 橋 寿 則

審 判 官 大 野 浩

審 判 官 田 之 上 輝 美